

宮城県塩竈市
指名停止措置一覧

最終更新：R7.10.10

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
新明和工業株式会社	令和7年10月10日～令和8年5月24日	7.5か月	独占禁止法違反行為 (6か月以上24か月以内)	当該業者は他社と共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年9月24日付け公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する業者として公表されたもの。 このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱第2条に規定する別表措置要件第13項（独占禁止法違反行為）に該当するため。
極東開発工業株式会社	令和7年10月10日～令和8年5月24日	7.5か月	独占禁止法違反行為 (6か月以上24か月以内)	当該業者は他社と共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年9月24日付け公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する業者として公表されたもの。 このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱第2条に規定する別表措置要件第13項（独占禁止法違反行為）に該当するため。